

クラウドファンディングたかおか事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、クラウドファンディングたかおか事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この事業は、クラウドファンディング型ふるさと納税を活用し、高岡市内における若者の定着や移住定住の促進をはじめとした地域課題の解決や地域活性化に資する事業を支援することを目的とする。

(事業実施主体)

第3条 支援金の支給対象者は、市内において地域課題の解決や地域活性化に資する事業を実施する者(次条第2号の地域コミュニティ活動復興型を実施する場合にあっては、地域団体を代表する者又は法人。)(以下「事業者」という。)とする。

2 前項に該当する者のうち、次の各号のいずれかに該当する場合は、事業者から除く。

- (1) 高岡市から指名停止措置を受けている者
- (2) 市税を滞納している者
- (3) 公序良俗に反する活動を行っている者
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者
- (5) 事業主または役員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者

(対象事業)

第4条 支援金の支給対象となる事業は、次に掲げる事業であって、市長が認定した事業プロジェクト(以下「認定事業プロジェクト」という。)とする。

- (1) 一般型 若者の定着や移住定住の促進、空き家・空き店舗の活用、事業承継や新事業展開など、地域課題の解決や地域活性化に資する事業
- (2) 地域コミュニティ活動復興型 令和6年能登半島地震により高岡市内において物的被害を受けた地域コミュニティの活性化に資する行事等の復興に必要な備品・施設等を復旧する取組

(対象経費)

第5条 支援金の支給対象となる経費は、別表1に定める対象経費のうち、市長が適当と認める経費とする。

(事業実施計画書等の提出)

第6条 第4条第1号に定める対象事業を実施しようとする事業者にあつてはクラウドファンディングたかおか事業(一般型)実施計画書(様式第1-1号)に、第4条第2号に定める対象事業を実施しようとする事業者にあつてはクラウドファンディングたかおか事業(地域コミュニティ活動復興型)実施計画書(様式第1-2号)に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(事業の認定)

第7条 市長は、事業実施計画書等の提出があったときは、その内容を審査し適当と認められた場合は、認定事業プロジェクトとして選定し、事業者に通知するものとする。

(寄附金の募集)

第8条 市長は、前条の通知を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）に対し、前条で認定した事業を市が指定するクラウドファンディングサイトに掲載させ、ふるさと納税として寄附金を募集するものとする。

(計画変更の承認)

第9条 認定事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合はクラウドファンディングたかおか事業計画変更承認申請書（様式第2号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 認定事業プロジェクトの内容を変更しようとするとき
- (2) 対象経費の各費目相互間において20%を超える変更をしようとするとき
- (3) 認定事業プロジェクトを中止し、または廃止しようとするとき

(支給額)

第10条 市長は、予算の範囲内において、認定事業プロジェクトに対して集まった寄附金の額から別表2に定める寄附募集に係る手数料の額を差し引いた金額（1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。）を上限に、認定事業者に支援金を支給する。ただし、各認定事業者が定める目標額（以下「寄附目標額」という。）を達成した場合のみ支給するものとする。

(支給の申請)

第11条 認定事業者は、寄附目標額を達成したときは、寄附金の募集が終了した日からの翌日から起算して30日以内に、クラウドファンディングたかおか事業支援金支給申請書（様式第3号）により市長に支給の申請をするものとする。

(支給の決定)

第12条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、支援金を支給すべきものと認めるときは、予算の範囲内において支援金の支給決定をするものとする。

(決定の通知)

第13条 市長は、前条の規定により支援金の支給を決定したときは、クラウドファンディングたかおか事業支援金支給決定通知書（様式第4号）により、認定事業者に通知するものとする。

2 市長は、前条の審査により、支援金の支給が適当でないとき、支援金を支給しない旨をクラウドファンディングたかおか事業支援金不支給決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

(支援金の支給)

第14条 市長は、前条の支援金の支給の決定の通知を行ったときは、別表3に定める時期に支援金

を支給するものとする。

(事業実績の報告)

第 15 条 認定事業者は事業実施計画書に記載した支援金を充当する事業が完了した日から起算して 1 か月以内にクラウドファンディングたかおか事業実績報告書(様式第 6 号)を市長に提出するものとする。なお、支援金の支給決定にかかる会計年度内に事業が完了しない場合は、同会計年度の 3 月 31 日までに認定事業プロジェクトの実施状況を市長に報告(様式は任意)する。

(決定の取消し等)

第 16 条 市長は、高岡市補助金等交付規則(平成 17 年高岡市規則第 32 号)第 17 条に基づき、支援金の支給の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(支援金の返還)

第 17 条 市長は、前条の規定により支援金の支給の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に支援金が支給されているときは、申請者に対しクラウドファンディングたかおか事業支援金支給決定取消・返還通知書(様式第 7 号)により通知し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 6 年 4 月 4 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前のクラウドファンディングたかおか事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に支給決定する支援金から適用し、この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前のクラウドファンディングたかおか事業実施要綱の規定より支給された支援金については、なお従前の例による。

(この要綱の失効)

3 この要綱は、令和 10 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

4 前項の規定にかかわらず、この要綱の失効前に支援金の交付決定を受けた者にかかる規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

【別表 1】 対象経費

区分	内容
(1) 報償費	専門家謝金等
(2) 旅費	従業員旅費、専門家旅費等
(3) 消耗品費	消耗品（用紙、文具、雑品等）購入費等
(4) 印刷製本費	チラシ、パンフレット、事業案内等の印刷費等
(5) 修繕料	事業に必要な動産・不動産の修繕費等
(6) 通信運搬費	事業に必要な物品の輸送費等
(7) 広告料	広告宣伝、販売促進等の広告費等
(8) 手数料	許可取得や行政書類の申請にかかる費用等
(9) 委託料	建物等の設計費や外注加工費、業務の委託に要する経費
(10) 使用料および 賃借料	事務所・店舗等の借上げ料、イベント会場の使用料、機械装置・備品のリース・レンタル経費等
(11) 工事請負費	事務所・店舗等の開設に伴う外装・内装工事費用（イベント会場等の設置工事費等も含む）
(12) 原材料費	資材購入費等
(13) 備品購入費	事業に必要となる機械装置や備品の購入費等
(14) その他	市長が必要と認める経費

注：人件費等は除くものとする。

【別表 2】 手数料

区分	手数料
一般型	対象事業に対して集まった寄附金の額に 13.2% を乗じて得た額
地域コミュニティ活動復興型	なし

【別表 3】 支援金の支給時期

支援金の支給額	支給時期
寄附目標額から、寄附目標額に係る手数料を差し引いて得た額（1円未満切捨て）	第12条に定める支給決定後速やかに
支給決定額から、上欄の既支給額を差し引いて得た額（寄附目標額を上回って集まった寄附金に係る支給額）	市長が別に定める日